

令和2年7月17日

令和2年度 第1回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料2

令和元年度 福岡支部事業実施結果について

令和元年度 福岡支部重点施策

分野	重点施策				担当グループ	該当ページ		
基盤的関係者	1	効果的なレセプト点検の推進				レセプト	3	
	2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進				レセプト	4	
	3	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化				業務	5	
戦略的関係者	4	データヘルス計画の着実な実施 (第2期)	1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	1	被保険者（生活習慣病予防健診）	保健	6
					2	被保険者（事業者健診データ取得）	保健	6
					3	被扶養者（特定健診）	保健	6
			2	保健指導	1	被保険者	保健	6
					2	被扶養者	保健	6
			2	糖尿病・高血圧重症化予防事業の実施				保健
	3	コラボヘルスの推進				企画総務	8	
	5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化				企画総務	9	
	6	加入者等の理解促進（広報活動）				企画総務	10	
7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）				企画総務	11		
8	メタボ該当者への健診前通知事業（新規事業）				企画総務	12		
9	地域の医療提供体制への働きかけ				企画総務	13		

自己評価一覧

項番	令和元年度 福岡支部の重点施策	自己評価
1	効果的なしせプト点検の推進	S
2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	A
3	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	A
4-1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	A
4-2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	S
4-3	コラボヘルスの推進	A
5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化	S
6	加入者等の理解促進（広報活動）	S
7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）	S
8	メタボ該当者への健診前通知事業	B
9	地域の医療提供体制への働きかけ	B

「自己評価」について

令和元年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

1. 効果的なレセプト点検の推進

【事業内容】

- 内容点検 . . . 内容点検効果向上計画の確実な実施。点検員間の情報共有及びスキル向上。
 - 資格・外傷点検 . . . システムを活用した効率的な点検の実施。
- ※内容点検：診療内容の点検、資格点検：資格喪失後受診等を点検、外傷点検：労災・第三者行為による傷病を点検

【K P I】内容点検査定率 対前年度 (0.572%) 以上

※医療機関から支払基金へのレセプト請求点数に対する内容点検査定点数 (協会+支払基金) の割合

実施結果

◆内容点検査定率 (0.505% : 前年度 0.572%)

資格点検効果額※ (1,692円 : 前年度 1,563円)

外傷点検効果額※ (598円 : 前年度 495円)

※効果額は加入者1人当たりに換算した金額。

◆ 内容点検に係る点検スキルの向上のために各種勉強会等を実施した。

- ・ 審査医師との勉強会 (毎月)
- ・ 支払基金との意見交換会 (毎月)
- ・ 本部主催の研修 (7月・12月)
- ・ 支部主催の外部講師による研修 (10月)
- ・ 他支部との合同研修 (2月)

◆ 資格点検・外傷点検を確実かつ効率的に実施するために業務の標準化を進めた。

今後の見通し

◆ 内容点検については、定例の勉強会や外部講師による研修会を実施し、点検員の更なるスキルアップに努める。また、行動計画進捗会議により問題点の分析やその改善策を策定し、査定率の向上を図る。

◆ 資格・外傷点検については、業務の標準化を更に進め、効率的な点検を実施する。

内容点検については、K P I (査定率) を達成できなかったものの、全国第2位の結果を収めることができた。

資格点検・外傷点検については、業務の標準化を進め、確実かつ効率的に実施することができた。

自己評価：S

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

【事業内容】

- 保険証回収 . . . 被保険者への文書・電話による催告の実施。事業主への周知・広報活動の実施。
 - 債権回収 . . . 債務者への早期アプローチと保険者間調整・法的手続の積極的な実施。
- 【K P I】医療費に占める返納金割合 (0.068%以下) ※医療費は医療給付費総額、返納金は資格喪失後受診に係る債権
 保険証回収率 (94.0%以上) ※資格喪失後1か月以内の回収率
 返納金債権回収率 (52.69%以上) ※返納金は資格喪失後受診に係る債権

実施結果

- ◆ 医療費に占める返納金割合 (0.066%)
保険証回収率 (93.82%)
返納金債権回収率 (55.09%)
- ◆ 資格喪失後受診の抑制のため、事業所訪問・広報誌への掲載・研修会等で周知、広報を実施した。
- ◆ 資格喪失時に保険証が返納されていない被保険者に対し、文書催告や外部委託を活用した電話催告を実施した。
- ◆ 高額債務者に対しての納付期限前の電話催告等により、早期回収に努めた。
- ◆ 国民健康保険との保険者間調整を積極的に実施した。(件数 298件、金額 67,073,967円：前年度比113%)

今後の見通し

- ◆ 資格喪失後受診の抑制のため、事業主や加入者に対して、広報誌・各種研修会等を通じて積極的に広報を実施する。
- ◆ 保険証の早期回収のため、文書催告に併せて、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を実施する。
- ◆ 債権回収率向上のため、催告手順に従い早期にアプローチを行う。また、保険者間調整や法的手続を積極的に実施する。

返納金債権の回収率については、高額債務者への早期アプローチや積極的な保険者間調整を実施した結果、K P Iを達成することができた。また、保険証の回収率については、事業所や加入者への積極的な広報や保険証の早期回収のための文書・電話催告を実施した。K P Iは未達成(令和2年1月現在)であるものの、前年を上回る結果を収めることができた。

自己評価：A

3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

【事業内容】

- 適正受診の促進
正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施。
- 加入者・施術者への照会業務等の強化。
多部位・頻回受診者を対象に患者照会を実施し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化。

【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）について対前年度以下とする。

実施結果

- ◆ KPIである柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）については、平成30年度1.45%（14,502件）→令和元年度1.39%（13,964件）となり、**0.06ポイントの減少**となった。
- ◆ 患者照会の際にチラシを同封し、適正受診を促した。また、8月に「協会けんぽふくおかだより」に適正受診の記事を掲載した。
- ◆ 患者照会については、平成30年度の件数（23,178件）を大幅に上回る27,975件を送付した。3部位かつ15日以上の施術以外にも、頻回施術対象者（1～2部位、15日以上）、長期施術対象者（1年以上継続して3部位以上）へ患者照会を実施した結果、申請書1枚あたりの平均単価は、消費増税に伴う柔整療養費の改定（令和元年10月）があったにもかかわらず、前年度と比べて減額となった。【平成30年度4,391円→令和元年度4,388円】
- ◆ 柔整審査会の疑義施術所へのお知らせ文書を130件送付し、106件（81.5%）の施術所に改善がみられた。また、令和元年5月に設置された面接確認委員会を通じて、申請内容に不正の疑い等がある場合については施術管理者への面接を実施し、適正化を促した。

今後の見通し

- ◆ 引き続き、主に3部位かつ15日以上の施術を対象に患者照会を行うとともに、頻回施術対象者、長期施術対象者への照会も行い、適正受診について周知を図る。
- ◆ 柔整審査会において疑義があると判断した施術所へのお知らせを送付し、注意喚起を図るとともに、不正の疑い等のある施術管理者については面接確認委員会を通じて面接を行い、更なる適正化を目指す。

KPIは対前年度0.06ポイントの減少となり、目標を達成した。申請件数が前年度比ほぼ横ばいであるにもかかわらず、3部位以上の申請件数や3部位+15日以上の施術の申請件数が減少していることは、継続して広報活動を実施してきたことや、加入者や施術者への照会業務を積極的に実施したことによる効果が表れているものと考えられる。

自己評価：A

4-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組み 受診率目標：被保険者65.8% 被扶養者26.0%
事業者健診データの取得促進、市町村主催のがん検診等との同時実施（被扶養者）等
- 特定保健指導の推進 実施率目標：被保険者14.8% 被扶養者11.9%
外部委託機関における特定保健指導実施の推進

【KPI】生活習慣病予防健診 実施率 55.0%以上 事業者健診データ 取得率 10.8%以上 特定健康診査 実施率 26.0%以上
 【KPI】特定保健指導の実施率（実績評価）を14.7%以上とする（被保険者14.8%、被扶養者11.9%）。

実施結果	対象者		実施人数 (年度実績)	前年度比	実施率	主な取り組み
	生活習慣病予防健診	被保険者		386,262	107.0%	53.9%
事業者健診データ	被保険者		48,255	85.9%	6.7%	包括的な業務の外部委託を行うとともに、特定保健指導対象者への早期案内に結び付ける流れを構築。
特定健診	被扶養者		47,083	93.0%	21.6%	市町村との連携によるがん検診との同時実施を全市町村において推進。ショッピングモール等健診の会場数増加 (29会場→33会場)。(一部日程について新型コロナウイルス感染拡大防止ため中止) GIS（地理情報システム）を活用した個別勧奨の送付件数を拡大。(7万8千件 → 10万2千件)
特定保健指導	被保険者	初回	25,842	113.9%	27.1%	外部委託の推進 <被保険者> ・生活習慣病予防健診実施機関のうち、特定保健指導外部委託機関が71機関に増加(H30年度57機関) ・特定保健指導専門機関への委託によるICTを活用した特定保健指導の推進 ・協会保健師等初回面談実施分の継続支援部分の外部委託推進 <被扶養者> ・外部委託機関による集団健診当日の初回面談実施推進
		評価	16,395	150.5%	17.2%	
	被扶養者	初回	720	78.9%	14.8%	
		評価	691	179.5%	14.2%	
合計	評価	17,086	151.5%	17.1%		

今後の見通し

- ◆ 事業者健診データ取得については、外部委託に関する運用方法を見直し、受診後タイムリーにデータ取得を行うことで、対象者への特定保健指導実施者数の増加を図る。
- ◆ 特定保健指導については、①健診機関への外部委託による健診当日初回面談のさらなる推進のため、健診機関のうち特定保健指導外部委託契約未締結機関との契約締結を進めるとともに、既契約機関に対し実施体制強化の働きかけを行う。②後日初回面談分については、専門機関への外部委託によるICTを活用した対象者と直接接触することのない特定保健指導の実施をさらに拡大する。

生活習慣病予防健診の実施率・実施人数については前年度を上回る実績（対前年比+2.0P、+25,362名）となったものの、事業者健診結果データ取得、特定健診を含めた健診全体のKPIの達成には至らなかった。特定保健指導については、健診機関への外部委託の推進、協会保健師等初回面談実施分の継続支援部分の専門機関への外部委託推進等により、評価修了者数は前年度比151.5%と大幅に増加しており、KPIも達成することができた。

自己評価：A

4-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施

【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施。
(受診勧奨対象者見込み18,569人に対して医療機関受診者目標：2,229人⇒12.0%)
- 糖尿病性腎症重症化予防への取り組みを拡大・継続する。

【K P I】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする。

実施結果

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、18,328名に対して文書による受診勧奨を実施した。更に、上記のうち未受診および未回答の12,550名に対して、医療職による電話勧奨を実施した。未治療者の多い事業所を訪問し、人事・労務管理者等と今後の対策について協議した。
(参考) 30年度4月～12月健診分 (H30年11月～R元年7月受診勧奨分) : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 13.9% (1,957/14,104) ←全国2位
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、令和元年度は福岡市・糸島市において糖尿病性腎症重症化予防プログラムを導入した。対象者250名に対し参加勧奨を行い、137人がプログラムを開始した。
糸島、宗像、筑紫、嘉穂鞍手、小郡地区において会議等で情報交換を行った。

今後の見通し

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、健診直後からの受診勧奨を強化する。事業所における未受診者対策の支援を強化する。
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、途中終了者減少に向けたプログラム内容や運用方法の見直しを行う。

糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨については、電話による再勧奨業務の見直しにより受診勧奨件数を大幅に拡大し、医療機関受診者の割合についてもKPIを達成できる見込みとなっている。糖尿病性腎症重症化予防事業については、参加勧奨件数(計画：220人→実績：250人)、参加者数(計画：90人→実績：137人)ともに計画を大きく上回ることができた。

自己評価：S

4-3. コラボヘルスの推進

【事業内容】

- 各種広報媒体を活用した健康宣言事業所（健康宣言ふくおか）の拡大により、事業所における健康づくりの取組の推進を図る。（目標：新規宣言 150事業所）
- 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。（アドバイザー派遣、健康づくり優良事業所（ゴールド）認定等）

実施結果

- ◆ 各種広報紙・セミナーでの募集、支部直営保健師等の訪問勧奨を積極的に実施した。また、令和元年9月からは福岡県（「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」）との共同実施が実現し、県の健康宣言事業所等と合わせて新規登録件数が2,103事業所となり大幅に拡大することができた。（令和元年度末時点の健康宣言事業所数：2,657社）
- ◆ 県と連携した健康づくりアドバイザーの派遣を405事業所へ実施した。宣言内容の取り組み状況の確認や見直し等について専門職の立場からの支援を行い、健康宣言事業所における取組の質の向上を図った。
- ◆ 令和元年度健康づくり優良事業所として、232事業所を認定した。（このうちゴールド認定は56社で前年度比+41社）
- ◆ 日本健康会議（経産省事務局）の健康経営優良法人2020として、106事業所が認定された。（前年度比+45社）
- ◆ ふくおか健康づくり県民会議総会において、健康宣言事業所のうち6事業所が県知事表彰を受賞した。

今後の見通し

- ◆ 県との共同実施に伴い健康宣言事業所数は大幅に拡大している。このため、令和2年度においては、引き続き拡大を図りつつも、健康づくりアドバイザー派遣のさらなる強化や、健康づくり優良事業所等における取組の好事例集を作成・展開するなど、宣言事業所全体としての質の向上を図るための取組を重点的に実施していく。

福岡県との健康宣言共同実施の実現と、これに伴う新規宣言事業所の大幅な拡大（新規2,103事業所）により、当該事業の実効性向上のための基盤が構築された。また、健康づくり優良事業所ゴールド認定や国の健康経営優良法人の認定法人も大きく増加しており、健診・保健指導の実施も含めた健康宣言事業所の取組の質の向上を図ることができた。

自己評価：A

5. 医薬品の適正使用を通じた医療費適正化

【事業内容】

- ジェネリック医薬品の使用促進
 - ・ 加入者を対象に、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付し、後発品への切り替え促進を図る。
 - ・ 事業所を対象に、事業所別ジェネリック医薬品使用割合等を通知し、ジェネリック希望シールの普及拡大を図る。
 - ・ 医療機関・調剤薬局を対象に、個別の処方（調剤）状況を掲載した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付する。
- 重複服薬の適正化等を図るため、重複服薬者へお薬手帳ホルダーを送付する。

【KPI】 福岡支部におけるジェネリック医薬品使用割合を79.2%以上とする。（令和2年3月時点）

実施結果

- ◆ 令和2年1月の使用割合が79.9%（全国78.6%）となり、KPIを上回る見込みである。
- ◆ ジェネリック医薬品軽減額通知を8月に約17万件、2月に約14万件送付した。また、同時期に当該サービスに関する広報記事を掲載し、後発品への切替え促進を図った。（8月効果測定（全国）切替率28.3%、効果額約13.1億円/月）
- ◆ 訪問・電話勧奨（外部委託）により、ジェネリック希望シールの普及促進を図った。（3,900事業所へ約20,000枚程度の配付）
- ◆ 県薬剤師会と連携し、使用割合に対するマイナスの影響度が比較的大きい医療機関・調剤薬局に対して、「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付した。（年度計1,517件送付）
- ◆ 現状の使用割合等について県業務課や福岡市医師会（長）へ情報提供を行うなど、関係団体との連携強化を図った。
- ◆ 重複服薬者、複数医療機関受診者を対象にお薬手帳ホルダーを約10,000件送付した。

今後の見通し

- ◆ 福岡支部におけるジェネリック使用割合は全国平均を上回る値で推移しているが、さらなる使用割合の向上を図るため、加入者・事業所を対象とした広報の強化やジェネリック希望シールの普及拡大等を引き続き推進するとともに、医療機関・調剤薬局への「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」の送付を推進する。また、地域の医師会等との連携を強化し、今後の新型コロナによる影響等を踏まえながら、支部使用割合に対してマイナスの影響度の大きい医療機関等への訪問勧奨を実施していく。

政府目標の80%（令和2年9月）の達成に向け、関係団体との連携強化を図るとともに、加入者・事業所を対象とした取組、医療機関・調剤薬局を対象とした取組を積極的に実施し、福岡支部におけるジェネリック使用割合は全国平均を上回る値で順調に推移している。

自己評価：S

6. 加入者等の理解促進（広報活動）

【事業内容】

- 各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。
 - ・協会けんぽふくおかだより（毎月全事業所へ発送）
 - ・メールマガジン
 - ・ホームページ
- メルマガ登録者数の拡大を図る。（登録者数6,000人以上）
- 平成30年度から本格導入された報奨金（インセンティブ）制度を重点的に広報し、特定保健指導実施率など本制度の指標にかかる各種数値を向上させるとともに、加入者の健康増進につなげる。

【K P I】 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度（37.1%）以上とする。

実施結果

- ◆ 福岡支部の加入者理解率については**46.6%**で、K P I を達成した。
- ◆ 各種広報については、H30年度加入者理解率に基づき策定した広報計画に基づき、特に認知度が低くなっている保険料率やコラボヘルス（健康宣言）事業等に関する広報を重点的に実施した。
- ◆ インセンティブ制度に特化したチラシを別途作成し、平成30年度の実施結果（福岡支部は24位）および令和2年度保険料率への影響等について周知した。
（健康保険委員の皆様への紙媒体の送付、協会ホームページに専用ページを作成し当該内容を掲載（各種広報媒体で周知））
- ◆ メルマガ登録勧奨を積極的に実施し、登録者は年度末時点で6,348人（対前年比+1,361人）と目標を上回った。
- ◆ 日本年金機構主催の各種研修会への講師派遣により、協会けんぽの取組について幅広い広報を実施した。（年度計19回）

今後の見通し

- ◆ 令和元年度の理解度調査では、インセンティブ制度（6.5%）やコラボヘルス（健康宣言）（10.4%）に関する理解率が他の項目に比べて特に低く、また健診・保健指導等に関する理解率のさらなる向上を図るため、令和2年度に新規で実施する「かべ新聞コンクール」等も活用してこれらの項目について重点的に広報を行い、加入者理解率の向上を図る。

各種広報媒体を活用した制度周知や健康情報等の発信、日本年金機構主催の各種研修会への講師派遣による広報を計画に基づき適切に実施し、K P I（加入者理解率）やメルマガ登録者数の目標を大きく上回ることができた。相対的に理解率の低いコラボヘルス（健康宣言）やインセンティブ制度については、「かべ新聞コンクール」等も活用して理解率の向上を図る。

自己評価：S

7. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）

【事業内容】

- 健康保険委員の委嘱拡大を図るため、健康保険委員未委嘱事業所への、訪問・電話等による委嘱勧奨を実施する。
- 健康保険委員の活動強化を図るため、実務研修会の開催や専用広報誌の発行をとおして制度等に関する情報発信を実施する。また、健康保険事業の推進等についてご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施し、今後のさらなる活動強化につなげていく。

【K P I】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40.0%以上とする。

実施結果

- ◆ 各種勧奨を通じ、年度末の委嘱者数は6,222名（前年度比、+1,892名）、委嘱力バー率42.3%（前年度比、+6.2%）となり、K P Iを達成した。
 - ・ 文書勧奨（新適事業所／4,222件、既存事業所／28,429件実施）
 - ・ 電話勧奨（委託：被保険者30～49人の3,687事業所）
 - ・ 訪問勧奨（委託：被保険者50人以上の216事業所）（職員：おっしょい訪問事業 38事業所、保健指導による訪問時）
- ◆ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を8会場で開催した（9月に4回、10月に4回）。
- ◆ 専用広報紙「KENPO'S通信」を年度内5回発行し、制度周知及び健康情報等を発信した。
- ◆ 健康保険委員功労者表彰式を11月に開催し、24名の方々へ表彰の伝達を実施した。

今後の見通し

- ◆ 各種広報媒体を活用した健康保険委員の委嘱拡大を引き続き推進し、加入者等の理解促進の向上につなげる。
- ◆ 実務研修会「H30年度健康保険サポーターゼミナール」は健康保険のみならず労働保険・年金保険も含めた横断的な内容を実施し好評であったことから、こうしたアンケート結果も踏まえて、引き続き健康保険委員のニーズに対応した研修会を実施していく。

健康保険委員を通じた従業員の方々（加入者等）への理解促進を図るため、実務研修会の開催や専用広報誌の発行を通して、健康保険委員の皆様への制度周知・健康情報等の発信を積極的に実施した。また、訪問・電話勧奨の強化、文書勧奨の対象拡大などを委嘱拡大の取組も積極的に実施し、令和元年度 K P I を大きく上回ることができた。

自己評価：S

8. メタボ該当者への健診前通知事業

【事業内容】

- 特定保健指導該当者の減少を目的に、2018年度特定保健指導該当者であって、特定保健指導を受けていない減量目標値3kg以下の者に、2019年度健診受診月前（2～3か月）に文書※を送り、自発的な健康行動を促す（メタボ改善へ）。

※4面圧着ハガキ。前回の腹囲と体重、減量目標体重（1kg～3kg）、減量方法を明記。送付群（ナッジ有無）と非送付で比較

実施結果

- ◆ 次年度健診受診月の予測（AI）
健診前通知事業を実施する上では通知対象者の翌年の健診受診タイミングの予測が必要となる。このため、最新年度（H28-H29年度）の健診データにより分析したところ、前年の健診受診日を境に±30日の範囲で受診している人が85%であり、+30日以降の受診も含めると93%を占めることがわかった。
- ◆ 送付時期と件数_令和元年11月～令和2年2月にかけて3回送付（6,074件）
- ◆ 4面圧着ハガキとすることで開封率の向上を図り、またナッジを活用するなど自発的な健康行動を促すための工夫をした。
※「毎年3人に1人がメタボから脱出」、「ご自身で健康づくりをしたい方へのメルマガ登録案内」等
- ◆ 評価時期_ランダム化比較試験 令和2年8月以降実施予定（本部から定期提供される令和元年度版健診受診者リスト）

今後の見通し

- ◆ 送付対象者の拡大
※健診前3か月に送付する場合
○減量目標値4kg以上の者への通知
○当該年度初めて特保該当者となる者（40歳）への通知

次年度健診受診月の予測については、8割以上の者が前年度健診受診日の30日前後で健診を受けていることがわかり、今後の健診・保健指導に係る通知事業へ活用することができる。また、当該受診月予測の分析に基づき、前年度メタボ該当者（特保未実施者）への健診前通知を適切に実施した。（効果検証は令和2年8月以降に実施予定）

自己評価：B

9. 地域の医療提供体制への働きかけ

【事業内容】

- 地域ごとの医療提供の実態や偏りを分析し、地域医療構想調整会議の場で意見発信を行う。
- 地域医療構想調整会議において被用者保険の意見が反映されるよう、県等と調整を図り、被用者保険者の参加率向上を図る。
- 各地区の国保運営協議会では加入者の不利益になるような施策が実行されないよう意見発信を行う。

【K P I】①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする
②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する

実施結果

- ◆ 地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率は**53.8%**であり、目標の83.7%の達成には到らなかった。全区域に参加できるよう県に対し、要請を行ってきたが理解が得られない状況である。
- ◆ 「福岡・糸島」、「朝倉」区域の地域医療構想調整会議において、県の外来医療計画にかかる「新規開業者への情報提供」や「医療機器の共同利用にかかる患者利便性への配慮」、時間外受診等抑制の取り組みの推進を県へ要請するなど、加入者視点での意見発信を行い、実効ある事業の実施を求めた。
- ◆ 国民健康保険では単年度収支の赤字を補填するため一般会計（税金）からの繰り入れを行う場合があり、こうした法定外繰り入れについては、協会けんぽ加入者にとって保険料の二重払いとなるものであり、国保運営協議会において法定外繰り入れが安易に行われることがないようけん制する発言を行った。

今後の見通し

- ◆ 引き続き全区域の調整会議への参画について要請していく。
- ◆ 地域医療構想の実現に向けた議論の状況について注視していくとともに、加入者視点での意見発信を着実に実施していく。
- ◆ 国保運営協議会では、引き続き、法定外繰り入れの実施についてけん制するとともに、健診・保健指導の推進や国保税収納率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化の取り組みの推進について意見発信を行う。

令和元年度のK P Iである被用者保険者の参加率83.7%の達成には到らなかった。

地域医療構想調整会議においては、地域の医療提供体制への働きかけに資する加入者視点での意見発信等を実施し、K P Iを達成した。また、国保運営協議会では、法定外繰り入れについてけん制するとともに、財政の健全化に向けた発言を積極的に行った。

自己評価：B